

令和元年 10 月 1 日以後に開始する最初の事業年度に限り
 予定申告税額は次のように計算します

◇法人県民税（法人税割）

前事業年度の法人県民税法人税割額 × 1.9 ÷ 前事業年度の月数

◇法人事業税

前事業年度の法人事業税額（割ごと） ÷ 前事業年度の月数 × 6.3

◇特別法人事業税

前事業年度の法人事業税額（総額） ÷ 前事業年度の月数 × 2.3

※地方法人特別税額ではなく、法人事業税額を基礎とします。
 ※所得割額・収入割額だけでなく、付加価値割額や資本割額も含めた総額です。

◇予定申告書は次のとおり読み替えをお願いします。

事業		税		道府県民税	
前事業年度の事業税額 (①の金額)	⑧	高	十	百	千
所得割額 (⑫) × 前事業年度の月数	⑬				
付加価値割額 (⑭) × 前事業年度の月数	⑮				
資本割額 (⑯) × 前事業年度の月数	⑰				
収入割額 (⑲) × 前事業年度の月数	⑳				
前事業年度の特別法人事業税額又は地方法人特別税額 (⑳)	㉑				
特別法人事業税額又は地方法人特別税額 (㉒) × 前事業年度の月数	㉓				
予定申告税額 (⑲+㉑+㉒+㉓+㉔)	㉕				
この申告が修正申告である場合は既に納付の確定した	㉖				

前事業年度又は前連結事業年度の法人税割額 (①の金額)	①	高	十	百	千
予定申告税額 (①) × 前事業年度又は前連結事業年度の月数	②				
この申告が修正申告である場合は既に納付の確定した当期分の法	③				
より納付税割額 (②-③)	④				